

## 第2節 農業の体質強化と持続的発展

### (1) 農業経済の現状

- 我が国の農業は、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農業従事者の減少・高齢化が進行。また、農業総産出額は、米の需要減少に伴う生産量の減少等から1984年(11兆7,171億円)をピークに減少傾向。
- 主業農家の1戸当たり総所得は548万円(2007年)で、その8割を農業所得が占めている一方、準主業農家の農業所得は総所得の1割に満たないが、総所得は主業農家を上回っている状況。
- 水田作経営への調査によると農業所得は米価の長期的低下の影響を受けてほぼ横ばいのなか、経営の効率化によるコスト縮減や経営の複合化等により農業所得が増加した農家も存在。これらの農家のうち、新たな取組を行う意向をもつ農家の農業所得はより高い水準。

#### 耕地面積、農業就業人口等の推移

	1965年	75	85	95	2005
耕地面積 (万ha)	600	557	538	504	469
	増減率(%)	▲ 7	▲ 10	▲ 16	▲ 22
耕作放棄地 面積(万ha)	—	13.1	13.5	24.4	38.6
	増減率(%)	—	3	86	194
総農家数 (万戸)	566	495	423	344	285
	増減率(%)	▲ 13	▲ 25	▲ 39	▲ 50
農業就業人口 (万人)	1,151	791	543	414	335
	増減率(%)	▲ 31	▲ 53	▲ 64	▲ 71
基幹的農業 従事者(万人)	894	489	346	256	224
	増減率(%)	▲ 45	▲ 61	▲ 71	▲ 75
65歳以上(%)	—	—	19.5	39.7	57.4

資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」

注：増減率は、1965年比(耕作放棄地面積は1975年比)で、1985年以降の農業就業人口及び基幹的農業従事者は、販売農家ベースの数値

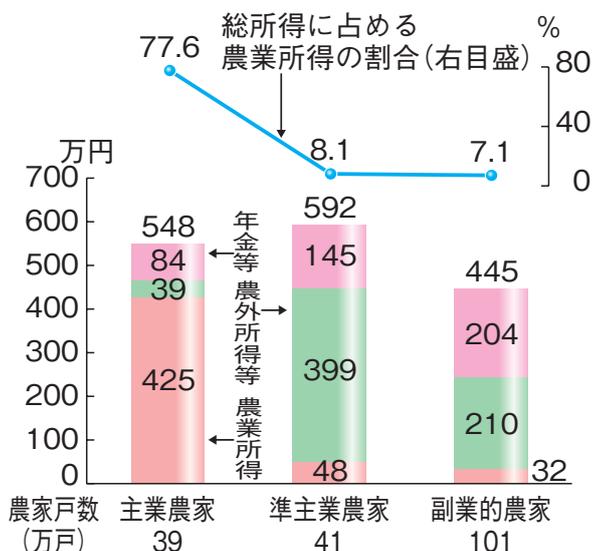
#### 1戸当たり農地面積の国際比較

	農家1戸 当たりの 農地面積	日本と の比較
日本 (2007年)	1.83ha	—
米国 (2007年)	181.7ha	99倍
EU (2005年)	16.9ha	9倍
豪州 (2005年)	3,407.9ha	1,862倍

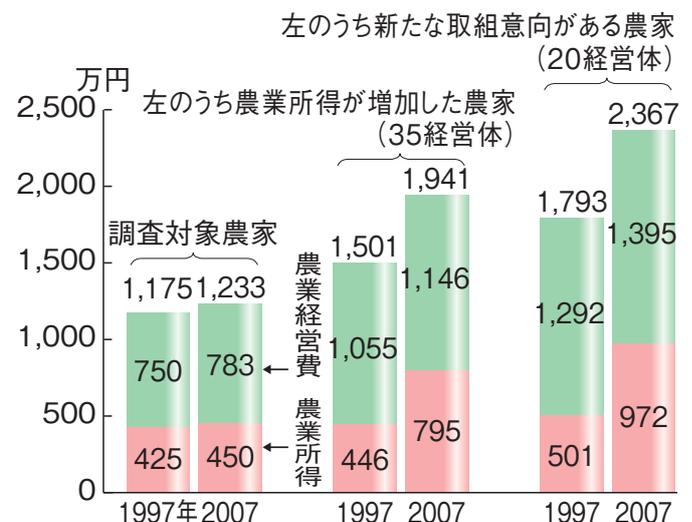
資料：農林水産省「農業構造動態調査」、米国農務省資料、欧州委員会資料、豪州農業資源経済局資料

注：日本の数値は、販売農家1戸当たりの経営耕地面積

#### 農家の総所得の構成等 (2007年、販売農家、主副業別)



#### 同一農家(水田作経営)における 農業所得と農業経営費の推移



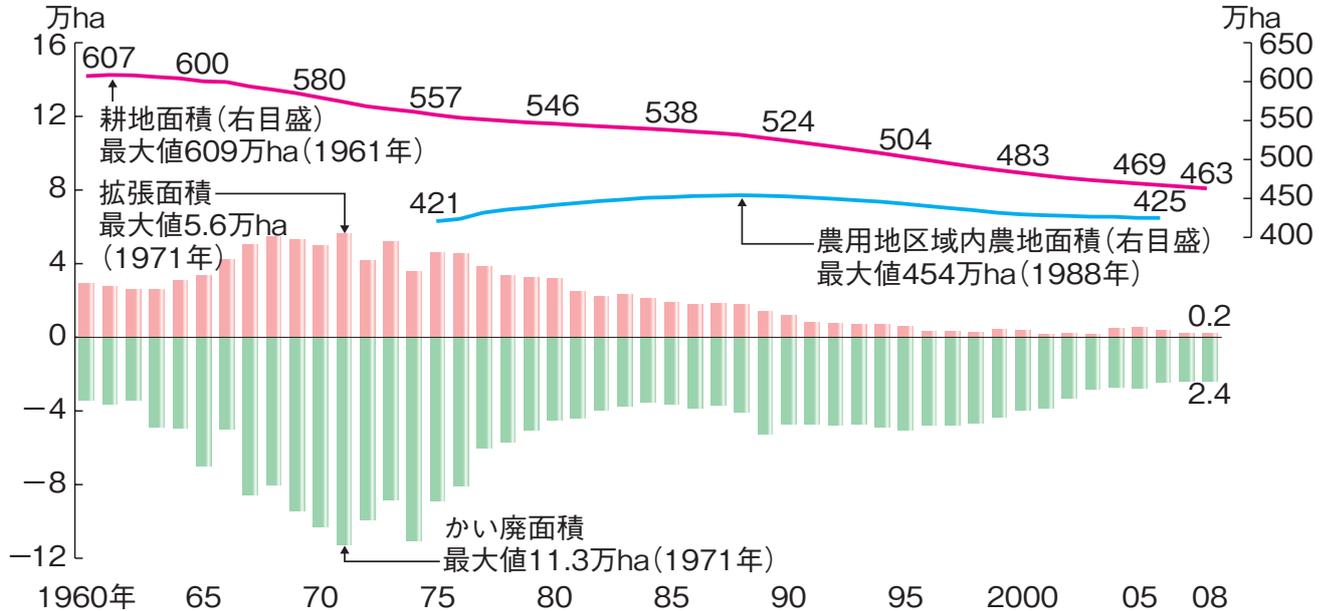
資料：左図は農林水産省「農業経営統計調査(経営形態別経営統計)」、「農業構造動態調査」。右図は農林水産省「担い手の今後の意向と経営動向に関する分析(水田作経営)」

注：右図の集計対象は1997年時点に主業農家であった農家で、2007年までの10年間調査を継続している85経営体。2007年時点では、必ずしも主業農家とは限らない。農業所得、農業経営費は各調査年の経営体の総平均で集計

## (2) 農地・農業用水の確保と農地の有効利用の促進

- 耕地面積は、1961年の609万haをピークに一貫して減少し、2008年の耕地面積は462万8千ha。耕地のかい廃要因をみると、耕作放棄と宅地等への転換が大部分。耕作放棄地面積は1985年以降増加し、2005年には38万6千ha(農林業センサス)。
- 耕地利用率も長期的に低下傾向で推移しており、2007年は92.6%。

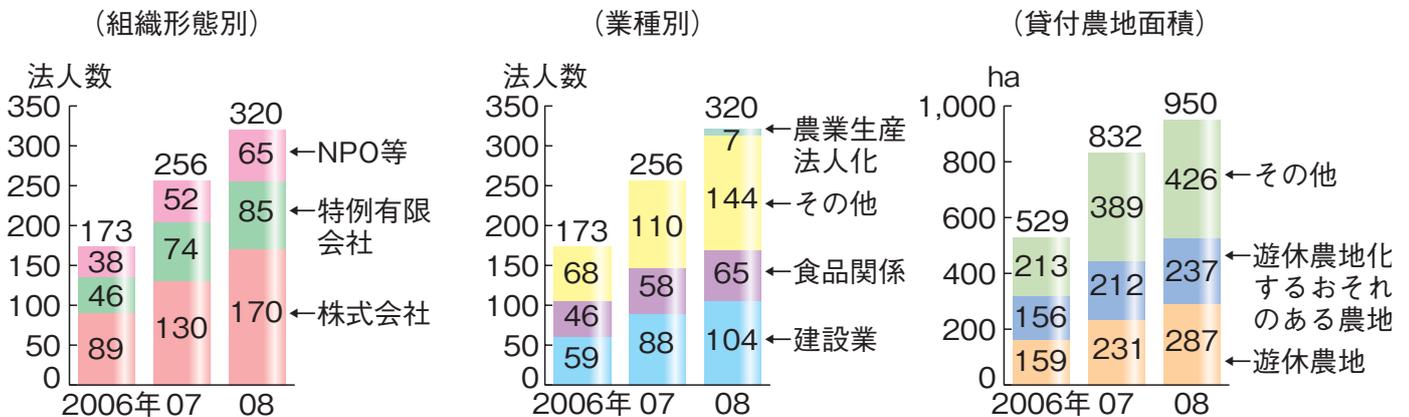
### 耕地面積及びその拡張・かい廃面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

- 担い手が経営する農地面積は年々増加し、2007年度には210万haとなったが、依然として全耕地面積の45%。一定の規模があるにもかかわらず農地が分散している事例もみられ、土地利用型農業では面的にまとまった形で利用できるようにすることが重要。
- 耕作放棄地の利用の増進を図るため、構造改革特区制度を活用し、農業生産法人以外の一般企業等が市町村から農地を借り入れて農業参加できるようにする規制緩和措置(いわゆるリース特区)が2003年度に導入され、2005年度には全国展開。
- 2008年9月時点では、320法人が950haの農地で農業を行っている状況。

### 一般法人の農業参加状況とリース方式により貸付けられている農地面積の推移



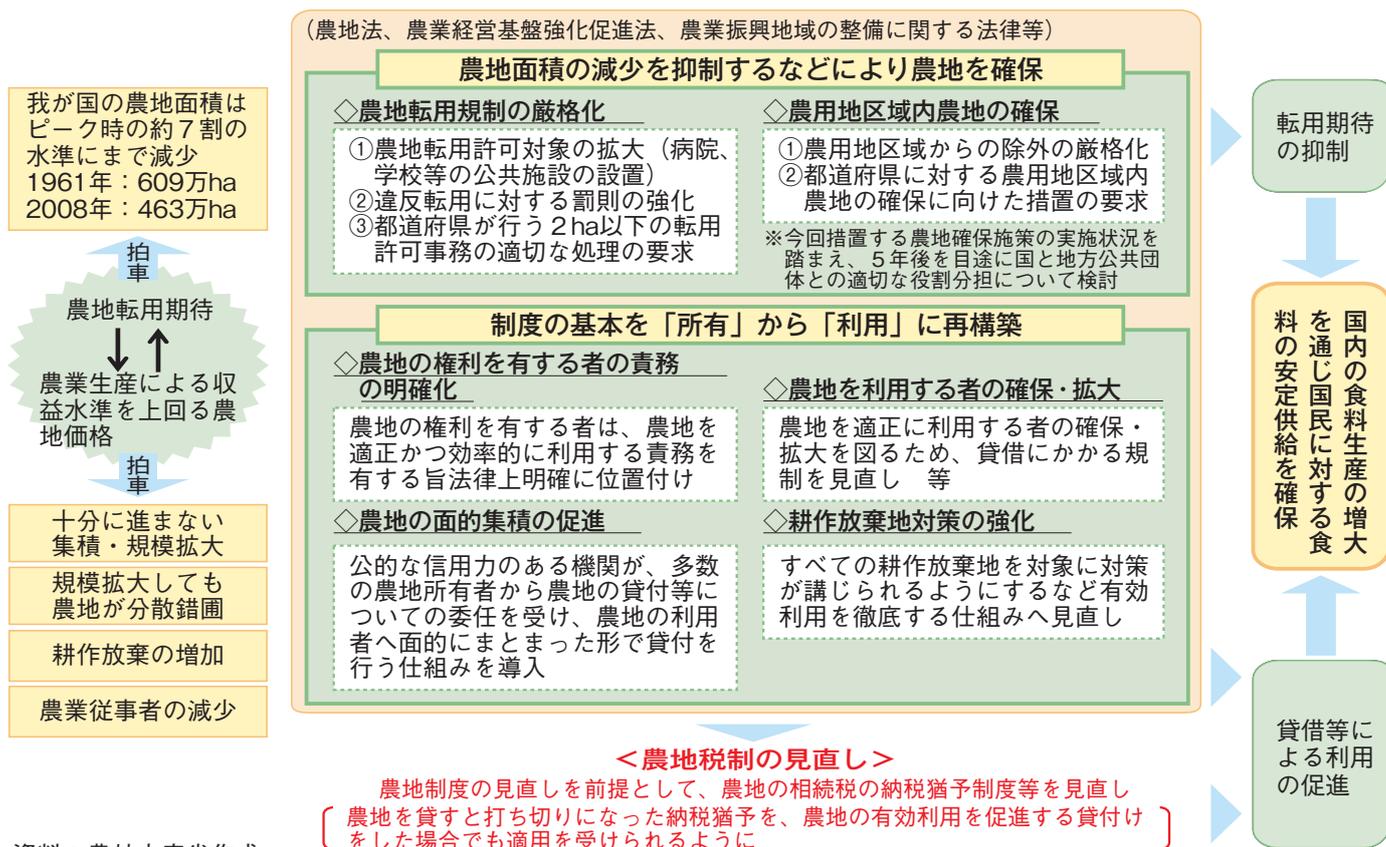
資料：農林水産省調べ

注：1) 各年9月1日現在の数値

- 2) 「遊休農地」とは、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。
- 3) 「遊休農地化するおそれのある農地」とは、①現に耕作されているが、農地所有者等が高齢で後継者も不在であるなどの理由により今後10年程度の間には耕作が行われなくなるおそれのある農地、②現に耕作されていないが、維持管理が行われている農地

- 農地は優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、意欲のある者に集まることが極めて重要。他方、我が国の農地の現状は、耕作放棄地の増加や、分散錯圃等により農地を集めることが容易ではないこと、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向があること等、制度と実態の両面で様々な問題点が指摘。
- このような認識のもと、農林水産省は2008年12月に「農地改革プラン」を策定。①農地面積の減少を抑制すること等により農地を確保していくこと、②農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築することが、このプランの大きな柱。
- また、貸したい人は貸しやすく、借りたい人は借りやすい環境を整え、意欲ある者に農地が集まることにより、国内の食料生産の増大を通じた食料の安定供給を確保することを目指す。このため、農地法等の一部を改正する法律案を第171回通常国会に提出。
- 農地情報の共有化に向け、2008年度から、市町村段階の地域担い手協議会において農地情報データベースの整備を開始。また、耕作放棄地の解消に向け、2008年度には以前耕地であったもので現状では耕作できない土地について、その位置と荒廃の程度を把握するための現地調査を実施。
- 1,777市町村の調査結果から、草刈り等を行うことにより耕作可能な土地(緑)は8万2千ha、草刈り等では耕作できないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地(黄)は6万7千ha、合計で14万9千haと推計。このうち、農用地区域を中心に概ね10万haの再生・利用を目指す。

### 農地制度の見直しの概要



資料：農林水産省作成

### 耕作放棄地全体調査の概要(推計値)

合計	緑+黄	緑	黄
28万4千ha	14万9千ha	8万2千ha	6万7千ha

資料：農林水産省「平成20年度耕作放棄地全体調査」(2009年4月公表)

注：2008年4月から2009年3月末までに、当時の全1,788市町村(特別区含む)のうち1,785市町村が現地調査を実施。このうち、2009年3月末までに報告のあった1,777市町村のうち市町村全域を調査した1,172市町村(全国の約3分の2)の調査結果から、全国面積を推計した。